



2019年7月19日

各位

会社名 日東エフシー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 渡邊 要  
(コード 4033 東証・名証 第1部)  
問合せ先 常務取締役 管理本部長 後藤 正幸  
(TEL 052-661-4381)

### 株式併合並びに単元株式数の定め、廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年7月19日開催の取締役会において、2019年8月20日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集し、本臨時株主総会に株式併合、単元株式数の定め、廃止及び定款の一部変更について付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、上記手続の過程において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）及び株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2019年8月20日から2019年9月17日までの間、整理銘柄に指定された後、2019年9月18日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所及び名古屋証券取引所において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

### 記

#### ・株式併合について

##### 1. 株式併合を行う目的及び理由

2019年6月19日付当社プレスリリース「イースト投資事業有限責任組合及びWest L.P.による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」（以下「本公開買付け結果プレスリリース」といいます。）にてお知らせいたしましたとおり、イースト投資事業有限責任組合及びWest L.P.（以下「公開買付者ら」といいます。）は、2019年5月8日から2019年6月18日までを買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）とする当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、公開買付者らは、本公開買付けの決済の開始日である2019年6月25日をもって、当社株式23,581,813株（議決権所有割合（注）93.83%）を所有するに至りました。

（注）「議決権所有割合」とは、当社が2019年4月26日に公表した「2019年9月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「当社2019年9月期第2四半期決算短信」といいます。）に記載された2019年3月31日現在の当社の発行済株式総数（29,201,735株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（4,070,529株）を控除した株式数（25,131,206株）に係る議決権の数（251,312個）に対する割合をいい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、議決権所有割合の計算において同じとします。

2019年5月7日付当社プレスリリース「イースト投資事業有限責任組合及びWest L.P.による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）にてお知らせいたしましたとおり、当社は、2018年12月上旬頃にインテグラル株式会社（以下「インテグラル」といいます。）から、公開買付者らが当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社株式を非公開化するための取引（以下「本取引」といいます。）に関する初期的な提案を受け、

本取引に関する具体的な検討を開始しました。

当社は、本公開買付けにおける当社株式に係る買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の公正性その他本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するために、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選定するとともに、本取引の提案を検討するための第三者委員会を設置し（委員の構成その他具体的な諮問事項等については、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「当社における独立した第三者委員会の設置」をご参照ください。）かかる提案を検討するための体制を整備し、検討を進めました。当該検討を踏まえ、当社は、インテグラルとの間で当該提案に関する質疑応答及び支援内容、支援方法等の諸条件の協議・交渉を行いました。

当社における初期的な提案の具体的な検討の開始後、2019年1月中旬から同年3月上旬まで、インテグラルによる当社に対する事業、財務・税務及び法務に関するデュー・ディリジェンス、当社の役員との面談、当社の工場見学等が実施され、インテグラルにおいて各種専門家を含めて当社株式の取得に係る調査・分析と検討が行われ、当社は、2019年4月4日にインテグラルから本取引の実施及び本取引実施後の施策として、より無駄のない強固な経営基盤の構築（技術普及・営業・生産ノウハウの「見える化」の推進、製販連携によるバランスの取れた機動的生産体制の確立等）、新規事業の開発、等を含む、本公開買付けを含む本取引の具体的な提案を受けました。

当該提案を受け、当社は、第三者算定機関である野村證券から取得した当社の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の内容及びリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、第三者委員会から提出された答申書（以下「本答申書」といいます。）の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について、当社の企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討を行って参りました。

農業人口減少や食の多様化（コメ消費量減少）、農業生産者の高齢化等による作付面積減少及び土壌診断や肥効調整型肥料の活用等による農地面積当たりの施肥量低減等により、肥料の需要は今後さらに減少するものと予想されます。また肥料価格の引き下げ圧力は一層高まることが想定され、当社の肥料事業を取り巻く環境はますます厳しくなることが見込まれます。このような環境の下、当社は、他社に先んじて事業構造改革を行い、製販連携による機動的な生産体制の構築や、多品種少量生産をより効率的な生産方式に変革していくための積極的な設備投資の実施、ICT農業に対応していくためのシステム投資、老朽化設備の改修のための設備投資等の競争力を強化する施策を実施し、より無駄のない強固な経営基盤を目指す必要があると考えております。さらに、肥料事業の売上減少を補い、成長を実現するためには、新規事業の開発も必要と考えております。これらの施策を迅速かつ着実に進めていくためには、必要な人材を外部から補うための人材ネットワークや効率的な経営を行うためのノウハウなどの高度な知見が必要になるため、それらの機能を補完できる第三者との協働が必要と考えておりました。

当社は、インテグラルが有する経営・財務戦略・マーケティングなどの豊富な人材ネットワーク、及び経営、ガバナンス、コンプライアンス等の各種ノウハウを導入することにより、事業構造改革を迅速かつ着実に推進していくことが可能であり、新規事業の開発にも有益と考えました。上記施策を実施することで、当社の中長期的な競争力の確保及び企業価値の向上を見込むことができるとの考えに至りました。しかし、当社の上場を維持しながら、事業構造改革を行い、積極的な設備投資やシステム投資、老朽化した設備の改修のための設備投資等の施策を実施することは、短期的には当社の利益水準やキャッシュ・フローの悪化をもたらすリスクがあり、株価に悪影響を及ぼすなどの不利益を株主の皆様にご負担を賜います。当社が将来的な成長を目指すためには、非公開化により、短期的な業績変動に過度に捉われることなく、中長期的な視点に立った上で機動的かつ抜本的な意思決定を可能とする経営体制を構築し、インテグラルの協力の下、当社の経営陣及び従業員が一丸となって、事業の拡大及び経営基盤の強化を推進することが重要との考えに至りました。当社取締役会は、2019年5月7日、本公開買付けを含む本取引により当社株式を非公開化することが今後の当社の更なる成長・発展と持続的な企業価値向上に資するものであると判断いたしました。

また、本公開買付価格については、(i)当社が野村證券から2019年4月26日に取得した本株式価値算

定書における市場株価平均法に基づく算定結果のレンジを上回るものであり、かつ、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、(ii) 本公開買付価格 1,200 円は、東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部における、本公開買付けの公表日の前営業日である 2019 年 4 月 26 日の当社株式の終値である 880 円、同日までの当社株式の終値の過去 1 ヶ月単純平均値 850 円（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じとします。）過去 3 ヶ月単純平均値 797 円及び過去 6 ヶ月単純平均値 778 円に対して、それぞれ 36.36%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じとします。）41.18%、50.56%、54.24%のプレミアムを加えた価格であり、合理的範囲であると考えられること、(iii) 下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が採られていること等、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること等を踏まえ、2019 年 5 月 7 日、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社株式の売却機会を提供するものであると判断いたしました。

以上より、2019 年 5 月 7 日開催の当社取締役会において、当社の取締役 8 名のうち、渡邊要氏を除く 7 名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員（監査等委員を含みます。）の一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

なお、当社の代表取締役社長である渡邊要氏は、公開買付者らとの間で、その所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募することに同意する旨を内容とする本応募契約を締結しており、かつ、本取引後に当社株式の一部を譲渡することが検討されている渡邊浩史氏の実父であり、公開買付者らは同氏が本取引後も代表権のない会長として当社の経営に関して助言等を行うことを予定していることから、本取引に関し当社と利益が相反するおそれがあるため、当社取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場において公開買付者らとの協議・交渉にも参加しておりません。

このような経緯を経て本取引が進められて参りましたが、上記のとおり、公開買付者らは、本公開買付けにより、当社株式（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）の全てを取得できませんでした。かかる本公開買付けの結果を踏まえ、公開買付者らから要請を受けたことから、当社は、本意見表明プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、当社の株主を公開買付者らのみとするための一連の手続を実施することといたしました。具体的には、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社株式 3,136,381 株を 1 株に併合する株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施いたします。

本株式併合により、公開買付者ら以外の株主の皆様のお所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

なお、本取引の詳細につきましては、本意見表明プレスリリース及び本公開買付け結果プレスリリースも併せてご参照ください。

## 2. 株式併合の要旨

### (1) 株式併合の日程

臨時株主総会基準日公告日	2019年6月19日
臨時株主総会基準日	2019年7月4日
取締役会決議日	2019年7月19日
臨時株主総会開催日	2019年8月20日（予定）
整理銘柄指定日	2019年8月20日（予定）
当社株式の最終売買日	2019年9月17日（予定）
当社株式の上場廃止日	2019年9月18日（予定）
株式併合の効力発生日	2019年9月20日（予定）

## (2) 株式併合の内容

併合する株式の種類  
普通株式

併合比率

2019年9月20日(予定)をもって、2019年9月19日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式3,136,381株につき1株の割合で併合いたします。

減少する発行済株式総数  
25,131,148株

効力発生前における発行済株式総数  
25,131,156株

(注) 当社は、本日開催の取締役会において、2019年9月19日付で自己株式4,070,579株(2019年7月4日時点で所有する自己株式の全部に相当)を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

効力発生後における発行済株式総数  
8株

効力発生日における発行可能株式総数  
19株

1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、公開買付者ら以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(その合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。当該売却について、当社は、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第235条第2項の準用する会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てイースト投資事業有限責任組合に売却すること、又は同項及び同条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2019年9月19日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である1,200円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されることとなるような価格に設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

## 3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等

### (1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由

親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項

本取引はいわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)(注)ではありませんが、公開買付者ら及び当社は、公開買付者らが本取引を通じて当社の株主を公開買付者らのみとする取引を企図していること、公開買付者らが当社の代表取締役社長である渡邊要氏を含む本応募合意株主との間で本応募契約を締結

していること、及び、公開買付者らと渡邊要氏の長男であり当社の経営企画部 部長である渡邊浩史氏との間で、本取引の完了後に当社株式の一部を譲渡することが検討されていること、本公開買付けの結果、イースト投資事業有限責任組合が当社の親会社に該当することが予想されていたことから、本公開買付けの公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保し、当社の親会社であるイースト投資事業有限責任組合以外の株主の皆様様の利益を害さないよう、下記「(3)本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」記載の措置を講じております。

(注)「マネジメント・バイアウト(MBO)」とは、公開買付者が当社の役員である公開買付け、又は公開買付者が当社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当社の役員と利益を共通にする者である公開買付けをいいます。

1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

端数処理により株主の皆様様に交付することが見込まれる金銭の額は、上記「2.株式併合の要旨」の「(2)株式併合の内容」の「1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額」に記載のとおり、本株式併合の効力発生日の前日である2019年9月19日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付け価格と同額である1,200円を乗じた金額となる予定です。

本公開買付け価格につきましては、(i)当社が野村証券から2019年4月26日に取得した本株式価値算定書における市場株価平均法に基づく算定結果のレンジを上回るものであり、かつ、類似会社比較法及びDCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、(ii)本公開買付け価格1,200円は、東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部における、本公開買付けの公表日の前営業日である2019年4月26日の当社株式の終値である880円、同日までの当社株式の終値の過去1ヶ月単純平均値850円、過去3ヶ月単純平均値797円及び過去6ヶ月単純平均値778円に対して、それぞれ36.36%、41.18%、50.56%、54.24%のプレミアムを加えた価格であり、合理的範囲であると考えられること、(iii)下記「(3)本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が採られていること等、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること等を踏まえ、本公開買付け及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社株式の売却機会を提供するものであると判断いたしました。

また、当社は、2019年5月7日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をした後、2019年7月19日の当社取締役会の開催時点に至るまでに、本公開買付け価格の算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じていないことを確認しております。

以上のことから、当社は、端数処理により株主の皆様様に交付することが見込まれる金銭の額については、相当と判断しております。

当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

上記「1.株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、公開買付者らは、2019年5月8日から2019年6月18日までを公開買付け期間とする本公開買付けを行い、その結果、公開買付者らは、本公開買付けの決済の開始日である2019年6月25日をもって、当社株式23,581,813株(議決権所有割合:93.83%)を所有するに至りました。

## (2)上場廃止となる見込み

上場廃止

上記「1.株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、当社は、本臨時株主総会において株主の

皆様のご承認をいただくことを条件として、本株式併合を実施し、当社の株主を公開買付者らのみとする予定です。その結果、当社株式は東京証券取引所及び名古屋証券取引所における上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。日程といたしましては、2019年8月20日から2019年9月17日まで整理銘柄に指定された後、2019年9月18日に上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所及び名古屋証券取引所において取引することはできません。

#### 上場廃止を目的とする理由

上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、当社は、インテグラルが有する経営・財務戦略・マーケティングなどの豊富な人材ネットワーク、及び経営、ガバナンス、コンプライアンス等の各種ノウハウを導入することにより、事業構造改革を迅速かつ着実に推進していくことが可能であり、新規事業の開発にも有益と考えました。上記施策を実施することで、当社の中長期的な競争力の確保及び企業価値の向上を見込むことができるとの考えに至りました。しかし、上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、当社の上場を維持しながら、事業構造改革を行い、積極的な設備投資やシステム投資、老朽化した設備の改修のための設備投資等の施策を実施することは、短期的には当社の利益水準やキャッシュ・フローの悪化をもたらすリスクがあり、株価に悪影響を及ぼすなどの不利益を株主の皆様にご負担をおそれがあります。当社が将来的な成長を目指すためには、非公開化により、短期的な業績変動に過度に捉われることなく、中長期的な視点に立った上で機動的かつ抜本的な意思決定を可能とする経営体制を構築し、インテグラルの協力の下、当社の経営陣及び従業員が一丸となって、事業の拡大及び経営基盤の強化を推進することが重要との考えに至り、本取引により当社株式を非公開化することが今後の当社の更なる成長・発展と持続的な企業価値向上に資するものであると判断いたしました。

#### 少数株主への影響及びそれに対する考え方

下記「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「当社における独立した第三者委員会の設置」に記載のとおり、当社は、2019年4月26日付で、第三者委員会より、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする本答申書を受領しております。

#### (3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本株式併合は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続きとして行われるものであるところ、当社及び公開買付者らは、本株式併合を含む本取引の公正性を担保する観点から、本公開買付けの開始までの間に、以下の措置を実施いたしました。

#### 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者らから提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、公開買付者ら及び当社から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券に対して、当社株式の価値算定を依頼し、2019年4月26日付けで野村證券より本株式価値算定書を取得しました。

また、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券は、公開買付者ら及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、当社が継続企業であるとの前提のもと、当社株式の価値を多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式が東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に上場していることから市場株価平均法を用い、比較可能な類似上場会社が存在し、類似上場会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を用い、また、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を用いて当社株式の株式価値の算定を行いました。

野村證券によれば、当社株式の株式価値算定にあたり、採用した手法及び当該手法に基づいて算定さ

れた当社株式 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法	777 円から 872 円
類似会社比較法	1,046 円から 1,520 円
D C F 法	1,168 円から 1,311 円

市場株価平均法では、2019 年 4 月 25 日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所市場第一部における基準日終値 870 円、直近 5 営業日の終値単純平均値 872 円、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 848 円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 795 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 777 円を基に、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲は、777 円から 872 円までと算定しております。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を算定し、1 株当たり株式価値の範囲は、1,046 円から 1,520 円までと算定しております。

D C F 法では、当社が作成した 2019 年 9 月期から 2023 年 9 月期までの事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、当社が 2019 年 9 月期第 2 四半期以降、将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値を評価し、1 株当たりの株式価値の範囲は、1,168 円から 1,311 円までと算定しております。なお、D C F 法の前提とした当社の事業計画においては、対前年度比較において大幅な増減益は見込まれておりません。また、当該事業計画は、本取引の実行を前提としておりません。

(注) 野村證券は、株式価値の算定に際して、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていないとのことです。また、当社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。加えて、当社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については当社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としているとのことです。

#### 当社における独立した第三者委員会の設置

当社は、2019 年 3 月 7 日、当社取締役会において本取引の是非を審議及び決議するに先立って、本公開買付けを含む本取引における当社の意思決定の恣意性を排除し、当社取締役会の意思決定過程における公正性、透明性及び客観性を担保することを目的として、当社及び公開買付者から独立した、外部の有識者を含む委員（高橋明人氏（弁護士、高橋・片山法律事務所）、長谷川臣介氏（公認会計士、長谷川公認会計士事務所）及び宮下英二氏（当社社外取締役兼監査等委員会委員長）の 3 名）によって構成される第三者委員会を設置し、当社が本公開買付けを含む本取引について検討するにあたって、第三者委員会に対し、(i) 本取引の目的は正当性・合理性を有するか、(ii) 本取引の取引条件（公開買付け価格を含む）の公正性・妥当性が確保されているか、(iii) 本取引に係る手続の公正性が確保されているか、及び (iv) 本取引が当社の少数株主にとって不利益なものではないかについて諮問し、これらの点についての答申書を当社に提出することを委嘱しました。なお、当社は、当初からこの 3 氏を第三者委員会の委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はありません。

第三者委員会は、2019 年 3 月 14 日より 2019 年 4 月 23 日まで合計 5 回開催され、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、(a) 当社から、当社事業の沿革、当社株主の状況、現在の経営課題、並びに公開買付者の提案内容及び交渉経緯等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、(b) 公開買付者から、本取引の目的・意義、本取引実行後の経営方針、従業員の取扱い、同種他事例におけるインテグラルの実績等の具体的内容について聴取し、さらに (c) 野村證券より当社株式の株式価値算定の説明を受け、これらの点について質疑応答を行いました。

第三者委員会は、以上のような経緯の下、上記諮問事項について慎重に検討・協議した結果、当社取

締役会が、現時点において、本公開買付けに関し賛同の意見を表明すること及び当社株主に対しては応募を推奨すること並びに当社取締役会が当該決議を行うことはいずれも相当と考えられ、かつ当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられるとする内容の本答申書を2019年4月26日付で当社に対して提出しました。本答申書の内容は大要以下のとおりです。

(i) 本取引の目的は正当性・合理性を有するか

本取引の目的及び必要性・背景事情、並びに本公開買付けを経て行われる本取引のメリットについては、当社の現在の事業内容及び経営状況を前提とした具体的なものであること、当社の属する業界及び市場の環境として一般に説明されている内容とも整合すること、将来の競争力強化に向けて現実的なものであると考えられることからいずれも合理的なものと認められ、公開買付者らとの間で当社の属する市場環境や将来における動向予想等も踏まえて本取引の必要性及びメリットの検討を行っていること、また当社の今後の事業見通し及び成長見通し並びに本取引後に実施を検討している施策等については、当社の事業内容及び経営状況を前提とした上で、公開買付者らの経営方針をも踏まえたものと言え、いずれも不合理なものとは認められないことから、本取引は当社の企業価値向上に資するであろうと考えられるものであり、本取引の目的は正当性、合理性を有するものであると考えられる。

(ii) 本取引の取引条件（公開買付価格を含む。）の公正性・妥当性が確保されているか

当社は、本取引の条件、とりわけ本公開買付価格の公正性を確保すべく、その検討・判断を行うに当たり、当社株式の株式価値の算定のための独立の第三者算定機関を選任し、株式価値算定書を取得した上で、当該株式価値算定書を参考としている。その上で、(a) 当該第三者算定機関作成の株式価値算定書の結論に至る計算過程について、その算定手法は現在の実務に照らして一般的、合理的な手法であると言え、またその内容についても現在の実務に照らして妥当なものであると考えられることから、特段不合理な点あるいは著しい問題などは認められないと考えられること、(b) また当該株式価値算定書を基礎として当社においても本取引の必要性及びメリット、当社の今後の事業への影響といった事情等を全般的に考慮した上で本公開買付価格の検討を行ってきたこと、(c) 経験豊富な第三者算定機関を起用し、本公開買付価格を含む本取引全般の条件交渉を実施したこと、(d) 当社取締役会において最終的に決議を予定している本公開買付価格についても、相応のプレミアムが付された価格と言えること、(e) 上記(a)から(d)までの当第三者委員会での議論及び検討の結論を含め、特段不合理な点あるいは著しい問題などは認識していないことから、これら当社における対応は、本公開買付けを含む本取引の条件とりわけ本公開買付価格の公正性・妥当性を確保し、またこれらに関する当社の判断・意思決定について、その過程から恣意性を排除するための方法として合理性・相当性があるものと考えられる。また、公開買付者らが当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社株式を非公開化するための手続（以下「本スクイズアウト手続」といいます。）の条件に関しても、今後特段の事情が無い限り、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定、決定するとの説明を受けており、本スクイズアウト手続は、本公開買付けの後、本公開買付けに続く手続として行われることが予定されているもの（いわゆる二段階買収としての手続）であるところ、時間的に近接した両手続における取引条件が同一のものとなるようにすることについては、合理性が認められるものと考えられる。その上で、上記のとおり本公開買付けの条件、とりわけ本公開買付価格の公正性確保、またこれらに関する当社の判断・意思決定の過程から恣意性を排除するための方法についてはいずれも合理性・相当性が認められると考えられ、本スクイズアウト手続の条件に関してもその公正性・妥当性が確保されているものと考えられる。

(iii) 本取引に係る手続の公正性が確保されているか

当社は本取引への対応を検討するに当たり、本公開買付けの条件とりわけ本公開買付価格の公正性を確保すべく、当社株式の株式価値の算定を、当社及び公開買付者らのいずれからも独立した第三者算定機関である野村證券から株式価値算定書を取得し、また本取引に関する法的助言を得るべく、当社及び公開買付者らのいずれからも独立したリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事

務所を選任している。このような体制・状況のもと、公開買付者らにおいては当社代表取締役社長を含むいわゆる創業家関係者との間で本公開買付けに応募する旨の契約を締結して今般の非公開化手続を実施するものであるところ、状況次第では利益相反が生じる可能性もあるという本取引の特徴に鑑みて、当社においては、本取引についてより慎重に条件の妥当性・公正性を担保する必要がある旨を認識して、当社から公開買付者らに対して協議過程の早い段階から少数株主の利益に十分配慮した取引条件を要請し、その妥当性・公正性、条件の現実性といった事情について全般的な検証を重ねた上で、公開買付者らとの協議を経て本公開買付価格に関して、今般取締役会決議が予定されている価格についての最終的な調整が進められたとのことである。最終的に当社及び公開買付者ら間で本公開買付価格を含む本取引の条件について合意するに至り、当社において、当該合意された価格をもって、取締役会で決議を予定している本公開買付価格とするとのことである。これらの点を含め、本取引の対応及び検討に向けた過程の中で、早期かつ詳細な開示・説明による当社株主の適切な判断機会の確保、意思決定過程における恣意性の排除、また本公開買付けの条件、とりわけ本公開買付価格の公正性の担保、また本スクイーズアウト手続の条件の公正性の担保に向けた客観的状況の確保等の諸点について、具体的な対応が行われているものと考えられ、公正な手続を通じた当社株主の利益への十分な配慮がなされていると考えられる。

(iv) 本取引が当社の少数株主にとって不利益なものではないか

上記(i)乃至(iii)までにおいて検討した諸事項以外の点に関して、本公開買付けを含む本取引が当社の少数株主にとって不利益なものであると考えられる事情は現時点において特段見あたらず、したがって本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、公開買付者ら及び当社から独立したリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に係る当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点等について、法的助言を受けております。

なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、公開買付者ら及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む）の承認

当社取締役会は、野村證券から取得した本株式価値算定書、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的助言を踏まえつつ、第三者委員会から提出を受けた本答申書の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引に関する諸条件について、慎重に検討、協議を行いました。

その結果、上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、2019年5月7日開催の当社取締役会において、当社の取締役8名のうち、渡邊要氏を除く7名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員（監査等委員を含む。）の一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしました。

なお、当社の代表取締役社長である渡邊要氏は、公開買付者らとの間で、その所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募することに同意する旨を内容とする本応募契約を締結しており、かつ、本取引後に当社株式の一部を譲渡することが検討されている渡邊浩史氏の実父であり、公開買付者らは同氏が本取引後も代表権のない会長として当社の経営に関して助言等を行うことを予定していることから、本取引に関し当社と利益が相反するおそれがあるため、当社取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場において公開買付者らとの協議・交渉にも参加しておりません。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者らは、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日に設定しております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について公開買付者ら以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

また、公開買付者ら及び当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

マジョリティ・オブ・マイノリティ (majority of minority) を達成する買付予定数の下限の設定

公開買付者らは、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を 16,754,200 株 (議決権所有割合: 66.67%) と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限 (16,754,200 株) に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、公開買付者らは、本公開買付けにおいて、当社株式の全て (ただし、当社が所有する自己株式を除きます。) を取得することを企図しているため、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限 (16,754,200 株) 以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限である 16,754,200 株は、当社 2019 年 9 月期第 2 四半期決算短信に記載された 2019 年 3 月 31 日現在の当社の発行済株式総数 (29,201,735 株) から、同日現在の当社が所有する自己株式数 (4,070,529 株) を控除した株式数 (25,131,206 株) に係る議決権数 (251,312 個) に 3 分の 2 を乗じた数 (小数点以下を切上げ。167,542 個) に 100 を乗じた数としております。買付予定数の下限である 16,754,200 株は、当社 2019 年 9 月期第 2 四半期決算短信に記載された 2019 年 3 月 31 日現在の当社の発行済株式総数 (29,201,735 株) から、同日現在の当社が所有する自己株式数 (4,070,529 株) 及び本応募予定株式の数 (8,259,060 株) を控除した株式数 (16,872,146 株) の過半数に相当する株式数 (8,436,074 株) すなわち、本応募合意株主を除く公開買付者らと利害関係を有さない当社の株主が所有する当社株式の数の過半数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (majority of minority)」に相当する数に、本応募予定株式の数 (8,259,060 株) を加算した株式数 (16,695,134 株) を上回るものとなります。このように、公開買付者らは、公開買付者らと利害関係を有さない当社の株主から過半数の賛同が得られない場合には本公開買付けを含む本取引を行わないこととし、当社の株主の意思を重視した買付予定数の下限の設定を行っております。

#### 4. 今後の見通し

本株式併合の実施に伴い、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(2) 上場廃止となる見込み」の「上場廃止」に記載のとおり、当社株式は上場廃止となる予定です。

本取引が成立した後の経営方針について、公開買付者ら及びインテグラルは、当社の企業価値向上のための経営戦略の具体的な施策として、主に上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載の施策を講じることを考えているとのことですが、具体的な内容及び方法については、本取引成立後に当社の役員及び従業員と協議しながら決定していく予定とのこと。

また、インテグラル及び公開買付者らは、当社株式の所有を通じて、社内外における変化に対応し、経営基盤を安定させるとともに、創業家出身者として今後の積極的な企業活動に従事し、更なる企業価値の向上を図ることを目的として、当社の代表取締役社長である渡邊要氏の長男であり、かつ当社の経営企画部長である渡邊浩史氏に対して、本取引の完了後、当社株式の一部を譲渡することについて検討しているとのことですが、本日現在において未定とのこと。また、本取引後の当社の経営体制について、公開買付者ら及びインテグラルは、当社の代表取締役社長である渡邊要氏には、一定期間、代表権及び取締役の地位を有しない会長として事業承継及び次世代の経営体制の構築にむけて協力を受けたと考えているものの、

当社のその他の取締役との間では、本取引後の役員就任について何らの合意も行っておらず、本取引後の当社の役員構成を含む経営体制の詳細については、本取引の成立後、当社と協議しながら決定していく予定とのことです。

なお、当社の従業員については、本取引の成立後も原則として現在と変わらない雇用条件を維持することを予定しているとのことです。

## 5. 支配株主との取引等に関する事項

本日現在、イースト投資事業有限責任組合は、当社の親会社に該当するため、本株式併合に係る取引は、支配株主との取引等に該当します。

### (1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社が、2019年7月8日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「支配株主との取引をする場合には、取引理由及びその必要性、取引条件及びその妥当性等を慎重に検討し、少数株主の利益を損なう事の無いよう、適切に対応して参ります。」と規定しております。

当社は上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本取引の公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じているところ、かかる対応は上記指針に適合していると考えております。

### (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

### (3) 本取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、2019年4月26日付で、第三者委員会より、本取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見を入手しております。詳細は、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「当社における独立した第三者委員会の設置」をご参照ください。

## . 単元株式数の定め廃止について

### 1. 廃止の理由

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は8株となり、単元株式数を定める必要性がなくなるためです。

### 2. 廃止予定日

2019年9月20日

### 3. 廃止の条件

本臨時株主総会において本株式併合に関する議案及び単元株式数の定め廃止に係る定款の一部変更に関する議案(下記「. 定款の一部変更について」をご参照ください。)が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件といたします。

## . 定款の一部変更について

### 1. 定款変更の目的

本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182

条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は19株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は8株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）、第9条（単元未満株式の買増し）及び第10条（単元未満株主の権利制限）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>6,000</u>万株とする。</p> <p>（単元株式数） 第8条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p>（単元未満株式の買増し） 第9条 当社の株主は、<u>その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式の売渡しを、当社に請求することができる。</u></p> <p>（単元未満株主の権利制限） 第10条 当社の株主は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u>  <u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u>  <u>2. 会社法第166条第1項に定める請求をする権利</u>  <u>3. 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利</u>  <u>4. 前条に定める売渡しを請求する権利</u></p> <p>第11条～第36条（条文省略）</p>	<p>（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>19</u>株とする。</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>第8条～第33条（現行どおり）</p>

## 3. 変更の日程

2019年9月20日（予定）

## 4. 定款変更の条件

本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じること

以上